

伊豆の国市建設関連業務委託に係る制限付き一般競争入札実施要領

制定 令和6年1月10日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、伊豆の国市が発注する建設関連業務の品質の確保を図りつつ、契約のより一層の透明性及び競争性を高めるため、地方自治法施行令(以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札(以下「制限付き一般競争入札」という。)を実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる建設関連業務(以下「業務」という。)は、次に掲げる業務とする。

- (1) 測量業務
- (2) 建設関係又は土木関係の建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償関係コンサルタント業務
- (5) 前4号に掲げる業務であって、予定価格500万円以上の業務

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情があると認める場合は、同項各号に掲げる業務を制限付き一般競争入札としないことができる。

(入札参加資格要件)

第3条 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 伊豆の国市における建設関連業務競争入札参加資格の認定を受けていること。
 - ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
 - エ 伊豆の国市入札参加停止等措置要綱(平成18年伊豆の国市訓令第14号)に基づき入札参加停止を受けている期間中でないこと。
 - オ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は、会社更生

法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 次に掲げる事項について、対象業務ごとに定める要件を満たしていること。

ア 対象業務に対応した業種について伊豆の国市における建設関連業務競争入札参加資格の認定の有無に関すること。

イ 対象業務と同種の業務の実績に関すること。

ウ 対象業種に配置を予定する技術者に関すること。

エ 事業所の所在地に関すること。

オ その他市長が定める要件に関すること。

（入札の公告等）

第4条 伊豆の国市契約規則第4条に規定する入札の公告は、伊豆の国市公告式条例（平成17年条例第3号）の規定にしたがって行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長が定める方法により公告するものとする。

3 入札の公告をしたときは、当該公告の写しを市ウェブサイト等へ掲載する。

（入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出）

第5条 制限付き一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札公告に定める申請受付期間（以下「申請期間」という。）に、様式第1号による入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の場合において、入札公告において次に掲げる書類の提出を求めているときは、あわせて提出しなければならない。

(1) 同種業務の実績調書（様式第2号）

(2) 配置予定技術者等の資格・業務経験調書（様式第3号）

(3) その他必要と認めるもの

（入札参加資格の確認）

第6条 市長は提出された申請書及び関係書類により、入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

2 前項の場合において、申請書及び関係書類の提出期限日の翌日から7日以内に、審査の結果を別に定める入札参加資格確認通知書により申請者へ通知（電子入札システムによるものは電送を含む。以下同じ。）する。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第7条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第2項の通知の日の翌日から7日以内に、入札参加資格がないと認めた理由について、市長に説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の理由を求められたときには、原則として、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(設計図書等の縦覧)

第8条 仕様書、設計書、図面及び入札心得（以下「設計図書等」という。）の縦覧は、入札公告に示した方法により行う。

2 設計図書等に対する質疑書が、提出された場合には、その質疑に対して、原則として、質疑書を提出することができる最終日の翌日から10日以内に、回答書により回答するものとする。

3 質疑書は、契約担当課で受け付けるものとする。

4 質疑に対する回答書は、契約担当課において回答するものとする。

(現場説明会)

第9条 必要があると認めるときには、現場説明会を行うことができるものとする。

2 現場説明会を行う日は、別に定める。

(入札の無効)

第10条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 公告に示した入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札心得、現場説明書及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、営業停止の処分又は入札参加停止等要綱に基づく入札参加停止措置を受け、入札時点において営業停止又は入札参加停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果 の公表)

第11条 契約担当課長は、対象業務の入札結果を、落札者の決定後速やかに以下の方法により公表するものとする。

(1) 契約担当課窓口での閲覧

(2) 市ウェブサイトへの掲載

(他の規程との関係)

第12条 この要領に特別の定めがあるものを除くほか、制限付き一般競争入札の実施については、関係諸規程の定めるところによる。

(補則)

第13条 この要領の運用については、別に定めるところによる。

附 則 (令和6年1月10日決裁)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条第1項関係）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の業務に係る入札に参加する資格について、確認されたく、資料を添えて申請します。なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること並びに入札公告に掲げる資格要件のすべてを満たしていることを誓約します。

記

以上

公 告 日	年 月 日
業 務 名	年度 事業 業務
履 行 場 所	伊豆の国市

様式第2号（第5条第2項関係）

同種業務の実績調書

会社名

項目		No.			
業務名称等	業務名				
	発注機関				
	履行場所				
	契約金額				
	履行期間				
	発注形態				
業務概要等	事業目的				
	業務内容				

(注) 業務概要等については、公告において明示した対象業務と同種の業務実績について、的確に判断できる内容を記入してください。

様式第3号（第5条第2項関係）

配置予定技術者等の資格・業務経験調書

会社名

氏名				
項目				
最終学歴				
法令による免許				
業務概要等	業務名			
	発注機関			
	履行場所			
	契約金額			
	履行期間			
	従事役職			
業務内容				
現在従事している業務名等				

入札参加資格確認通知書

年 月 日

商号又は名称 様

伊豆の国市長 氏 名

先に申請のあった競争入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

入 札 公 告 日	年 月 日	
業 務 名	年度	事業 業務
入札参加資格の有無	有 ・ 無	
	入札参加資格 がないと 認めた理由	

なお、入札参加資格がないと通知された方は、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日 () までに、伊豆の国市契約担当課へその旨を記載した書面を提出してください。